令和4年矢板市議会定例会 第384回定例会議

提出議案説明書

令和5年3月

矢 板 市

提 出 議 案 説 明 書

令和4年矢板市議会定例会第384回定例会議に当たり、令和5年度予算案並びにこれに関する諸議案の御審議をお願いするとともに、提案理由及び市政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と、より一層の御協力を賜りたいと存じます。

令和5年度の日本経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組み堅持などを進めることで、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却が見込まれております。

栃木県内の経済情勢につきましては、ウィズコロナの下、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意しながらも、各種政策効果を発揮し、景気が持ち直していくことを期待するとされております。

矢板市の現状といたしましては、市税のうち個人市民税、固定資産税などが増加 し、市税全体で増収となる見通しです。

地方交付税につきましても、国の地方財政計画における増加見込みを反映し、普通交付税の増収を見込んでおります。

一方で、引き続き少子高齢化の影響による社会保障関係経費の増加が見込まれる ほか、老朽化した公共施設・インフラの整備など投資的経費の増加、維持補修費の 高止まりなどにより、依然として柔軟性を欠いた厳しい財政運営の状況が続いてお ります。

このような中、令和5年度は、「矢板市総合計画」及び「矢板市まち・ひと・し ごと創生総合戦略」を一体的に策定した「やいた創生未来プラン」に基づき、人口 増加に向けた取組、DX(デジタルトランスフォーメーション)、GX(グリーントランスフォーメーション)の推進について、重点的に取り組んでまいります。

人口増加に向けた取組につきましては、文化スポーツ複合施設及び城の湯温泉センター宿泊施設が令和5年度完成予定であり、スポーツツーリズムを推進することで、関係人口の創出から移住、定住に向けた各種施策を展開いたします。

DXの推進につきましては、昨年11月に策定しました「矢板市デジタル戦略」に基づく新たな取組として、デジタルに関する市民向けの講座やお悩み相談室の開設、マイナンバーカードを用いた行政手続のオンライン化や、文化スポーツ複合施設に先端技術を実装するなど、市民の誰もがデジタルの恩恵を享受できる「デジタルバリアフリー」のまちづくりを目指してまいります。

また、GXの推進につきましては、新たに策定する「矢板市気候変動対策計画」に基づき、クリーンエネルギーを主軸とする産業構造、社会システムへと変革を図る取組を進め、カーボンニュートラルの実現に向けた新エネルギーの利用促進に努めてまいります。

これらのほか、高校3年生までの医療費助成現物給付拡大、中学3年生を対象とした公営塾の開設、東小学校大規模改修設計など、子育て環境の充実を図る取組や、泉中学校に保育所や公民館などの機能を集約する施設整備を実施し、泉地区の核となる「小さな拠点づくり」を実施いたします。

令和5年度におきましては、本市が抱える課題解決に向けた大型公共事業が集中 することになりますが、財政調整基金からの繰入れを前提としない、本市財政の持 続可能性を追求するとともに、健全な財政運営を堅持し、積極的な財源確保に努め てまいります。

続きまして、令和5年度の当初予算案の概要について申し上げます。

令和5年度の矢板市の一般会計と4つの特別会計、2つの企業会計についてでありますが、予算規模につきましては、当初予算の総額が246億8,030万円で、前年度の当初予算額と比較いたしまして11億4,880万円、4.9%の増となっております。

内訳としましては、一般会計は150億9,300万円、対前年度比8.4%の増、各特別会計につきましては、介護保険特別会計が30億5,060万円、国民健康保険特別会計が35億1,000万円、後期高齢者医療特別会計が4億7,290万円、ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計が1,110万円で、特別会計の合計は70億4,460万円、対前年度比1.8%の減、水道事業会計は12億5,300万円、対前年度比0.3%の減、下水道事業会計は12億8,970万円、対前年度比8.9%の増となっております。

次に、令和5年度の主な施策につきまして、矢板市総合計画の重点項目別に概要 を申し上げます。

まず、第一に、時代に即した産業を振興するまちづくりの推進であります。

時代に即した商工業を振興するまちづくりとしては、感染症対策と社会経済活動 との両立を図っていくための商業等活性化支援事業や中小企業振興資金貸付事業な どに係る経費を計上いたしました。

持続可能な農林業を振興するまちづくりとしては、農業経営の確立や新規就農者 への支援を図る農業振興事業などに係る経費を計上いたしました。

自然、歴史、文化などの地域資源を生かした観光スタイルのまちづくりとしては、 矢板市の魅力を創出するシティプロモーション事業や新たにスポーツ合宿を軸とし た滞在型の観光需要を取り込むためのスポーツツーリズム推進事業などに係る経費 を計上いたしました。 第二に、災害に強いまちづくりの推進であります。

豊かな自然を大切にする、省資源で循環型のまちづくりとしては、ごみ減量・資源化事業やごみ収集事業などに係る経費を計上いたしました。

気候変動に適応した、災害に強いまちづくりとしては、公共施設や家庭における 再生可能エネルギー導入と防災力強化を目的とした新エネルギー利用促進事業など に係る経費を計上いたしました。

第三に、未来社会を切り拓くひとづくりの推進であります。

未来を担う子どもたちへ多様な教育機会を提供するまちづくりとしては、学力向上と進路実現の支援を図っていく学力向上推進事業や、小中学校施設の老朽化対策を行う学校施設大規模改修事業などに係る経費を計上いたしました。

すべての人が生涯成長するまちづくりとしては、郷土資料館管理運営事業や、文 化スポーツ複合施設の整備、定住促進補助事業などに係る経費を計上いたしました。

第四に、健幸(健康で幸せ)なまちづくりの推進であります。

安心して子どもを産み育てることができるまちづくりとしては、窓口での医療費の支払が不要となる現物給付の対象年齢を拡大する子育て支援医療費助成事業や、 矢板市子ども未来館を拠点とする子育て支援の場の提供、児童館、学童保育館の活動支援事業などに係る経費を計上いたしました。

医療や支援の輪が充実した健幸なまちづくりとしては、健康増進事業、健康マイレージ事業やこども・成人予防接種事業、障害者総合支援事業などに係る経費を計上いたしました。

第五に、安心快適なまちづくりの推進であります。

すべての市民が地域で安心して快適に暮らせるまちづくりとしては、地域公共交 通運行事業や空家等対策推進事業、新たに扇町地区に着手する地籍調査事業や、生 活道路の安全・安心を守る市道維持管理事業、わかば通り整備事業などに係る経費 を計上いたしました。

以上、市政運営についての私の所信と、令和5年度予算案の概要について申し述べました。

次に、各議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました議案は、令和5年度当初予算7件、令和4年度補正予算5件、条例の制定2件、条例の一部改正10件、人事案件4件及びその他1件の計29件であります。

議案第1号から議案第7号までの7議案については、それぞれ令和5年度の矢板 市一般会計、各特別会計及び企業会計の予算案であります。内容等につきましては、 先ほど予算編成方針及び主要な施策の概要で御説明申し上げたとおりであります。

議案第8号 令和4年度矢板市一般会計補正予算(第9号)については、歳入歳 出全てに検討を加え、過不足を精査の上、新たな財政需要に適切に対処することと して編成いたしました。

その結果、歳入歳出にそれぞれ1億4,170万円を追加計上し、予算総額を 157億9,360万円に補正しようとするものであります。

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、歳出について追加計上した主なものは、総務費の財政管理費、庁舎管理整備費及び財産管理費、民生費の温泉センター施設事業、障害者総合支援事業、国民健康保険特別会計繰出金等、衛生費の保健事業、農林水産業費の農業委員会費、土地改良管理事業及び森林経営管理事業、土木費の市道維持管理費、教育費の小学校一般管理費、小・中学校教育振興費、図書館費等であります。

一方、減額した主なものは、総務費の企画調整費及び参議院議員通常選挙費、民生費の社会福祉総務費、障がい者福祉対策事業、後期高齢者医療費等、衛生費の健康づくり事業及び環境衛生費、農林水産業費の農業総務費、農業振興事業、農業経営基盤強化促進対策事業等、商工費の商業振興費及び工業振興費、土木費の道路新設改良費、橋りょう維持費、長峰公園整備事業等、教育費の中学校一般管理費であります。

なお、これらの財源につきましては、市税、法人事業税交付金、地方特例交付金、 地方交付税、使用料及び手数料、財産収入及び寄附金を追加計上し、利子割交付金、 国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び市債を減額いたしました。

あわせまして、繰越明許費、債務負担行為及び地方債につきましても所要の補正 をしようとするものであります。

議案第9号 令和4年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、歳入歳出にそれぞれ552万2千円を追加計上し、予算総額を37億3,026万5千円に補正しようとするものであります。

歳入には、県支出金及び繰入金を追加計上いたしまして、歳出には、保険給付費 及び積立金を追加計上いたしました。

議案第10号 令和4年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に

ついては、歳入歳出からそれぞれ493万1千円を減額し、予算総額を4億6,616万9千円に補正しようとするものであります。

歳入には、後期高齢者医療保険料を追加計上し、繰入金を減額いたしまして、歳 出においては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額いたしました。

議案第11号 令和4年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計 補正予算(第1号)については、歳入歳出にそれぞれ219万3千円を追加計上し、 予算総額を1,369万3千円に補正しようとするものであります。

歳入には、使用料及び繰越金を追加計上いたしまして、歳出には、総務費及び積立金を追加計上いたしました。

議案第12号 令和4年度矢板市水道事業会計補正予算(第4号)については、収益的収入及び支出における収入において、営業外収益を580万3千円減額し、水道事業収益総額を9億4,488万3千円に、収益的収入及び支出における支出において、営業費用を580万3千円減額し、水道事業費用総額を7億2,789万7千円に補正しようとするものであります。

議案第13号 矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定 については、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を 定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第14号 矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体においても個人情報の保護に関する法律が適用されることから、法の施行に必要な事

項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第15号 矢板市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部改正 については、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の整備を行うため、 条例の一部を改正するものであります。

議案第16号 矢板市スポーツ推進審議会条例の一部改正については、組織の変 更に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号 矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号 矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部改正については、川崎 小学童保育館を令和5年3月31日をもって閉館することに伴い、所要の整備を行 うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す

る基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号 矢板市国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号 矢板市企業誘致条例の一部改正については、奨励金制度の拡充を 行うことで民有地活用による企業立地を推進し、地域経済の活性化及び雇用の維 持・確保を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第23号 矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例の一部改正については、矢板市八方ヶ原交流促進センターに有料設備を設置し、利用者の利便性向上を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第24号 矢板市営駐車場条例の一部改正については、本町駐車場の廃止に 伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第25号 副市長の選任同意については、本市副市長であります横塚順一氏が、令和5年3月31日をもって任期が満了となりますので、後任の副市長に矢板市 、三堂地陽一氏を選任することを最も適当と認め、その選任について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方自治法(抜粋)

(副知事及び副市町村長の選任)

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

議案第26号 教育委員会教育長の任命同意については、本市教育委員会教育長であります村上雅之氏が、令和5年3月31日をもって退職することに伴い、後任の教育長に矢板市 、塚原延欣氏を任命することを最も適当と認め、その任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

以下省略

議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります宮本道成氏が、令和5年6月30日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適当と認め、その推薦について、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 省略
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

以下省略

議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります岡本美代子氏が、令和5年6月30日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、矢板市 、池田貴子氏をその候補者として推薦することを最も適当と認め、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法(抜粋)省略

議案第29号 字の廃止及び町の区域の変更については、平成25年10月 11日付け、栃木県農整第1-8号で計画決定のあった県営中山間高原(小山帰) 地区土地改良(区画整理)事業の施行の結果、現況に符合しない区域が生じ、変更 を必要とするため、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法(抜粋)

(市町村内の町又は字の区域)

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しく

は字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の 議決を経て定めなければならない。 以下省略

以上が、本定例会議に提出いたしました議案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。